

「小学校の通学区域の在り方に関する基本的な考え方」に関する中間まとめ

(1) 検討にあたって

昭和54年の耳成西小学校の分離新設以来、社会状況、交通事情等が大きく変化し、保護者や児童の安全面における不安も増大してきました。これらのことも踏まえ、市教育委員会において、通学区域の在り方の基本的な考え方について提言を求めるために、平成19年3月23日に「橿原市小学校通学区域検討委員会」（以下、検討委員会とする）が設置されました。

本検討委員会は、平成19年7月25日に教育長から、「橿原市立小学校の通学区域の在り方の基本的な考え方について」次のような諮問を受けました。

本市の通学区域については、昭和33年6月15日に制定後、市の人口急増に伴い、道路、鉄道の交通網を配慮しながら、昭和45年に白橿南小学校、続いて耳成南小学校、真菅北小学校、畝傍東小学校、白橿北小学校の分離新設を経て、昭和54年の耳成西小学校を最後に現在に至っています

その後も本市における都市整備状況は著しいものがあり、国道24号橿原バイパス、中和幹線、奈良橿原線、国道165号バイパス、国道24号大和高田バイパス、京奈和自動車道（一般部）が順次開通し、通学区域が幹線道路で分断され、交通弱者といわれる子ども達にとっては、通学時における安全面で大きな脅威となっています。

また、近年、子どもが被害に遭う事件・事象も増加しつつあり、保護者をはじめ地域で見守り活動をしていただいている住民の皆さん方からも、治安面から通学時の安全性・利便性を求める声が日々大きくなってきております。

従いまして、このような子どもたちを取り巻く社会背景・時代背景を考慮し、また保護者・地域の声を反映した通学区域への見直しを行うにあたり、小学校通学区域検討委員会を設置し、現在の通学区域の留意すべき事項について検証・検討いただき、ご提言をいただきたく諮問いたします。（平成19年7月25日 教育長諮問文より）

この諮問を受け、通学区域の在り方の基本的な考え方について提言を出すために、検討委員会は、小学校校区における基幹道路の整備により分断された町について、小学校所在地及び隣接町の様子、また転入時における教育委員会への校区についての問合せ等の資料をもとに、子どもの通学時での安全性・利便性を第一義とし、課題となる地域や町の確認を進めてまいりました。

さらに、児童数の推移や学校施設や新しい幹線道路の状況等も視野に入れながら検討・検証するとともに、地域住民のつながりも尊重する方向で議論を重ねてまいりました。

検討委員会で話し合われた内容は下記のとおりです。

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 第1回検討委員会 | 小学校通学区域における現状について |
| (7月25日 開催) | 児童数の推移について |
| 第2回検討委員会 | 小学校通学区域における現状と課題 |
| (8月27日 開催) | 檀原市立小学校の沿革について |
| | 檀原市立小学校の普通教室数について |
| | 通学距離について 通学路の現況について |
| | 平成18年度不審者事案校別発生件数について |
| | 基幹道路の整備により分断された町の検証について |
| 第3回検討委員会 | 小学校の沿革について |
| (11月28日 開催) | 通学路における登下校途中の事故について |
| | 通学区域における地域・保護者からの要望について |
| | 通学区域における課題について |
| 第4回検討委員会 | (1) 報告・説明 |
| (2月18日 開催) | 小学校通学区域における意見について |
| | 校区が異なる町について 電車通学について |
| | (2) 基本方針に向けての検討事項 |
| | 通学距離について 安全性・利便性について |
| | 通学時に児童が交差する校区について |
| | 基本方針の検討 |

ここに諮問事項についての検討結果を中間まとめとして報告いたします。

(2) 検討事項

イ) 子どもの通学距離・通学時間が短縮できないかを検討すること

現在通っている小学校より、距離的に近い学校が存在し距離及び時間が短縮できる一方、中学校区となると、通学する学校によっては逆に距離が遠くなるという点が生じる場合もあります。通学距離・通学時間が短縮できる学校の通学について検討する必要があります。

ロ) 基幹道路横断の回避により通学の安全性・利便性を図ることができないかを検討すること

小学校の分離新設に際しての通学区域は、道路・鉄道網を配慮してきました。しかし、その後の市内道路の整備状況は著しいものがあり、校区が基幹道路で分断され、通学の安全面が危惧される地域があります。学校、地域をはじめ関係者の方々の努力により、道路整備をはじめ、横断歩道や歩道橋の設置など安全対策がなされてきました。その結果、幹線道路における横断歩道や歩道橋の利用により通学している現状がありますが、基幹道路横断の回避により通学の安全性・利便性が図れる学校への通学について検討する必要があります。

ハ) 通学距離を短縮する方向で検討する際、地域を分断することへの影響について十分考慮し検討すること

通学時に、他の校区の児童の通学と交差する事象が見受けられる地域や交通機関を利用して通学している現状があります。通学距離を考えた際、校区変更により安全性・利便性が図れますが、校区が変わることにおいて、さらに地域を分断することにつながる場合もできます。すでに分断されている町においては、現在、学校行事は小学校を中心に行い、社会教育面等では自治会を中心に実施するという問題が生じており、地域の方々の混乱を招いているところもあります。校区を考える上で、さらなる分割は避けなければなりません。地域の理解を得ることができるかという点も考慮に入れ、検討する必要があります。

ニ) 通学路の防犯環境面からの安全性を図ることについて、児童の安全確保を考慮し、保護者の不安を解消する方向で検討すること

各小学校区では子ども見守り活動や青パト活動など、地域、学校が一体となり児童の安全確保に努めていただいているところです。しかし、各学年での下校時刻が異なるため、児童一人で人通りの少ないところを下校することに対し保護者が不安を抱かれ、遠回りをしての下校や保護者が送迎をされているなどの現状があります。安全性・利便性を確保する点で、児童、保護者の不安も解消できる学校への通学について検討する必要があります。

以上、上記（イ）（ロ）（ハ）（ニ）を基本として、通学区域の検討をしていく。

(3) 通学区域の検討事項にあたっての配慮事項

- ① 現在の中学校区を基本とする。
- ② 地域の課題や実情を踏まえ、地域の自治会の意見を尊重して考えていく。
- ③ 既存施設（学校）の収容能力を配慮する。
- ④ 変更により、学校運営に支障をきたすことがないようにする。
- ⑤ 通学距離と安全性・利便性のどちらを優先するかではなく、総合的に考える。

以上、教育長から諮問された事項に対して、今後の具現化に向けての基本となるよう「小学校通学区域検討委員会」の中間まとめいたします。